

平成25年6月24日

第7回 倉吉市教育委員会定例会

倉吉市教育委員会

第7回倉吉市教育委員会定例会 日程

日 時 平成25年6月24日(月)午後3時

場 所 倉吉市役所 第3会議室

1 開 会

2 前回会議録承認

3 会議録署名委員の選出

4 教育長報告

5 議 事

議案第18号	倉吉市立学校教職員の訓告等取扱規程の制定について	1
議案第19号	倉吉市伝統的建造物群保存地区保存審議会への諮問について	5
議案第20号	市立小学校教職員の処分について	8
議案第21号	倉吉市教育委員会事務局職員の処分について	11

6 報告事項

各課報告(別紙)

7 その他

8 閉 会

議案第18号

倉吉市立学校教職員の訓告等取扱規程の制定について

次のとおり倉吉市立学校教職員の訓告等取扱規程を制定することについて、本委員会の承認を求める。

平成25年6月24日提出

倉吉市教育委員会教育長 福井 伸一郎

倉吉市立学校教職員の訓告等取扱規程の制定について

【制定理由】

倉吉市立学校に勤務する県費負担教職員（以下「教職員」といいます。）に非違行為があった場合の懲戒の手続については、職員の懲戒の手続、効果等に関する条例（昭和26年鳥取県条例第40号）に定められていますが、当該非違行為の程度が懲戒処分を行うまでに至らない場合において、監督上の措置として行う訓告又は嚴重注意（以下「訓告等」といいます。）について必要な事項を定めるよう、倉吉市立学校教職員の訓告等取扱規程を制定するものです。

【制定要旨】

- 1 教職員に対して行う訓告等について、必要な事項を定めることとした。 (第1条関係)
- 2 訓告等を行う非違行為の程度を定めることとした。 (第2条関係)
- 3 訓告等の決定について定めることとした。 (第3条関係)
- 4 訓告等の方法について定めることとした。 (第4条関係)
- 5 訓告等に係る管理について、訓告等記録簿に記録することとした。 (第5条関係)
- 6 この訓令は、平成25年 月 日から施行することとした。 (附則関係)

倉吉市立学校教職員の訓告等取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、倉吉市立学校に勤務する県費負担教職員（以下「教職員」という。）に非違行為があった場合において、当該非違行為が懲戒処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条に規定する懲戒処分をいう。以下同じ。）を行うまでには至らないが、当該教職員にその責任を自覚させ、今後の職務履行の改善向上を図るため必要があると認められるときに監督上の措置として行う訓告又は嚴重注意（以下「訓告等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(訓告等)

第2条 訓告は、教職員の非違行為の程度が懲戒処分を行うまでには至らないが、比較的重いと認められる場合に行うものとする。

2 嚴重注意は、教職員の非違行為の程度が前項に規定する訓告を行うまでには至らないと認められる場合に行うものとする。

(訓告等の決定)

第3条 訓告等を行うに当たっては、鳥取県教育委員会が定める懲戒処分等の指針に基づき、当該非違行為の状況、影響等を考慮し、決定する。

(訓告等の方法)

第4条 訓告は、当該教職員に対し、訓告書（様式第1号）を交付して行うものとする。

2 嚴重注意は、当該教職員に対し、口頭により行うものとする。

(訓告等記録簿)

第5条 訓告等を行ったときは、訓告等記録簿（様式第2号）に必要な事項を記録して管理するものとする。

附 則

この訓令は、平成25年 月 日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

<p>訓 告 書</p> <p>所属 職 氏名</p> <p>（非違行為の事実を記載）</p> <p>上記の行為に対し、倉吉市立学校教職員の訓告等取扱規程（平成25年倉吉市教育委員会訓令第 号） 第2条第1項の規定により訓告する。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">倉吉市教育委員会 印</p>

様式第2号（第5条関係）

訓告等記録簿

年月日	氏名	所属	種類	事由	参考

議案第 19 号

倉吉市伝統的建造物群保存地区保存審議会への諮問について

倉吉市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成 8 年倉吉市条例第 33 号）第 13 条の規定により、倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区保存計画（平成 10 年倉吉市教育委員会告示第 12 号）の一部を変更することについて、倉吉市伝統的建造物群保存地区保存審議会へ諮問することの本委員会の承認を求める。

平成 25 年 6 月 24 日提出

倉吉市教育委員会教育長 福井 伸一郎

諮問事項	倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について 特定物件（建築物）の追加 倉吉市東仲町 2587・2588 旧三輪家住宅土蔵 HG 11-5
開催日	平成 25 年 7 月 17 日の予定

倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区保存計画の変更について

倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区保存計画（平成 10 年倉吉市教育委員会告示第 12 号）の一部を次のように改正する。

1. 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表 1 伝統的建造物（建築物）種別一覧					別表 1 伝統的建造物（建築物）種別一覧				
番号	保存計画 番号	建築物 種 別	員 数	所在地	番号	保存計画 番号	建築物 種 別	員 数	所在地
(略)					(略)				
102	HG11-1	主屋	1	倉吉市東仲町 2587・2588	102	HG11-1	主屋	1	倉吉市東仲町 2587・2588
103	HG11-2	付属屋	1	倉吉市東仲町 2587・2588	103	HG11-2	付属屋	1	倉吉市東仲町 2587・2588
104	HG11-3	土蔵	1	倉吉市東仲町 2587・2588	104	HG11-3	土蔵	1	倉吉市東仲町 2587・2588
105	HG11-4	土蔵	1	倉吉市東仲町 2587・2588	105	HG11-4	土蔵	1	倉吉市東仲町 2587・2588
	HG11-5	土蔵	1	倉吉市東仲町 2587・2588					

2. 倉吉市打吹玉川伝統的建造物群保存地区「建築物」別図 2 を別紙のとおり改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

